

ハラスメントの防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相生市看護専門学校が、ハラスメントのない健全で快適な学習環境及び労働環境を維持するためにハラスメント防止並びに排除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてハラスメントとは、学校内外の教育活動の場において、他者に対する発言・行動が、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりして、教育環境及び労働環境を悪化させることをいう。

2 この規定において「学校」とは、当校だけでなく実習先や教科外活動等に伴う旅行先等を含むものとする。

3 この規程において「教職員・学生」とは、非常勤職員を含む当校に勤務する教職員及び在籍している学生をいう。

4 「ハラスメント」とは、類型に応じ次のとおりとする。

(1) セクシュアルハラスメントとは、意に反する性的な言動により教職員・学生に不利益を受けさせること又は性的な言動により学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることをいう。

(2) アカデミックハラスメントとは、教育上の上下関係や優位性を背景に必要な機材を使わせない、公平な評価や指導を行わない等の教職員の不適切な言動により学生の学習に支障を生じさせることをいう。

(3) パワーハラスメントとは、教職員・学生が自らの地位・権限または事実上の上下関係を不当に利用して、不適切な発言等を行うことにより他の教職員・学生等の向学意欲、労働意欲および教育環境を悪化させることをいう。

(4) その他のハラスメントとは、前3号のいずれにも該当しないものの、不適切な言動により教職員・学生の学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員・学生等の責務)

第4条 教職員・学生は、自らの言動によりハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。

2 教職員・学生は、自らの周囲でハラスメントが生じている又は生ずるおそれがある場合には、次条に定める相談窓口にご相談及び情報提供することができる。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、原則として、次に掲げる教職員をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）とする。

- (1) 副校長
 - (2) 教務主任
 - (3) 学年担任
 - (4) 事務長
- 2 前項の規定にかかわらず、教職員・学生は、別紙様式により企画総務部総務課に相談することができる。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、相談又は苦情があった場合には、関連する行為などを含め幅広く内容を聴取し、事実関係の把握に努めるものとする。

- 2 相談員は、当該相談の内容について記録し、相談者に同意を得た上で、校長に報告するものとする。ただし、事態が重大で改善措置等が必要であると認めた場合には、直ちに校長に報告するものとする。
- 3 校長は、前項の報告を受けた場合、ハラスメントに起因する問題が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ハラスメント防止対策委員会に諮るものとする。
- 4 相談員は、事実関係の把握のために必要と判断される場合には、相談者の同意を得て、当事者及び第三者から聴取できるものとする。
- 5 相談員は、前項に係る事実確認の状況等について、ハラスメント防止対策委員会に報告しなければならない。

(プライバシーの保護)

第7条 相談員は、相談者をはじめ関係者のプライバシーの保護に特に注意するとともに、相談又は苦情を申し出たことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように十分注意するものとする。

(ハラスメント防止対策委員会)

第8条 本校におけるハラスメントの防止のために、ハラスメント防止対策委員会を設置する。

- 2 ハラスメント防止対策委員会は、本校運営委員を構成員とし、校長を委員長とする。
- 3 委員会は委員長が必要と認めたときに開催し、委員長が議長となる。
- 4 委員会の任務は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) ハラスメント相談員が相談者の同意を得て委員会に報告を行った場合の問題解決支援
 - (2) ハラスメントの再発防止、環境整備等に関する指導及び対策
 - (3) その他ハラスメントの防止に関し必要なこと。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。